

令和8年度 滑石中学校生活心得

～『きまり』とは余裕をもって守るものです～

視点：学習の場に適したものとする。衛生面を考え、授業や部活動等を安全に行えるものとする。

○一日の流れ

項目	内容
登校	○8：05生徒玄関通過、8：10教室で片付け完了し着席。 ○登下校ともに、校門外から車道の間の通行は緑のライン側を歩く。 ○自家用車等による送迎は、原則不可。怪我等やむをえない場合は、許可を願い出ること。その場合は、事故防止のため正門より外で乗降する。
欠席等の連絡	○欠席・遅刻・早退予定については、8：15までに「電子欠席届（tetoru）」で保護者から連絡を入れてもらう。 ○遅刻して登校した場合は、まず職員室で報告をする。その後、教室に入る。
忘れ物	○始業後及び帰りの会前の忘れ物の取り帰りは禁止。
休み時間	○授業準備をしてから休憩に入る。 ○通路やトイレ等にたむろしない。 ○3分前着席、2分間瞑想。
移動教室	○他学年のフロアへは、原則立ち入り禁止とする。 ○他学年の教室の前は通らない。
昼食	○授業終了後、5分間で手洗い等を済ませ、着席する。 ○給食当番はエプロン、マスク、ぼうしは、きちんと着用し、髪を入れる。 ○昼食時間終了のチャイムまでは教室から出ない。
職員室	○名前を言ってから入る。『失礼します。○年○組の○○です。○○先生に用事がありました。入ってもよろしいでしょうか？』 ○付き添い生徒の入室は認めない。 ○カバン等の荷物は廊下において入室する。 ○職員会議中は、職員室前廊下の通行を禁止する。
保健室	○保健室へは、付き添いや用がない生徒の出入りは禁止。 ○保健室を利用する場合は『保健室利用カード』を教科担当の先生に書いてもらう。 ○次の時間の教科担任の先生には、自分で連絡をしてから行く。 ○体調不良による保健室の利用は、原則1時間のみ。回復の兆候が見られない場合は、早退となる。 ○けがや体調不良で早退する場合には、保健室の先生との確認後、学年の先生の許可を得て早退する。
清掃	○掃除開始時刻を守る。 ○上衣(学生服やジャケット)は脱ぐ。 ○寒いときにはジャージ等の着用可。大掃除の時は体操服又はジャージで行う。 ○終わったら担当の班で反省会を行う。
下校	○一般生徒の完全下校を16：45とする。 ○登下校中の買い食いは禁止。 ※塾の場合も不可。早めに部活動を終わって一度帰宅するなど、登下校中に買わなくてよいよう工夫すること。

○服装について

項目	内容
旧制服	<通年> ○Aタイプは標準学生服のズボン（黒色）、Bタイプはスラックス（グレー）またはスカート（グレー）。 <夏期> ○Aタイプは学校指定の開襟シャツ、Bタイプは学校指定のブラウスを着用する。 ○スカートのひもは肩で留める。 <冬期> ○Aタイプは詰襟上衣(標準学生服黒色)を着用。ホックは式典のときにはしめる。 ○Bタイプは襟無しジャケット（グレー）を着用。
新制服	<夏期> ◎ポロシャツ（白色、紺色）どちらの色でも可。 ◎スカート（紺色、ひもなし） ◎スラックス（紺色） ※ポロシャツは、洗い替えとしての指定外品も可。ただし、次の条件があります。 ・無地で、白色または紺色の一色であるもの。 ・ポケットの有無は問わない。 <冬期> ◎ブレザー（紺色）を着用※男女同じもの（ボタンは左右どちらにも簡単に付け替え可能）。 ◎スラックス（紺色）またはスカート（紺色、ひもなし）を着用。 ○カッターシャツの指定はない。ただし、次の条件を満たすものとする。 ・白の無地、白ボタンとする。ボタンダウンは不可。 ※上記の◎印のものは販売協力店で購入可能。
新旧共通	【制服の着用について】 ○ズボンの裾は地面につかない長さ。ベルト(黒無地、華美でないもの)を着用し、腰骨の上で締める。 ○スカートはひざが完全に隠れる長さ。スカートのヒモがある場合は、ゆるくならないよう調節し、肩でとめる。 ○ポロシャツはズボンやスカートの中に入れても出してもどちらでもよい。 ○登下校時の服装は制服とする。体育等でジャージに着替えて行う授業がある場合はジャージで、また部活動の生徒は部で定められた服装での下校は教師の指示のもとで可とする。 ○学校で統一した衣替えはなく、気候や体調に合わせて各人で判断した制服を着用する。 ○令和12年度までは、混合着用も可。 【コート等】 ○校舎内では使用しない。※種類については問わない。登下校時は玄関で着脱する。 【制服の中に着用するもの（トレーナー、セーター、ダウンベスト、防寒肌着等）】 ○白・黒・紺・茶・グレーの派手でないもの。 ○袖、裾、襟等からはみ出さないように着用する。 ○フード付き・ハイネックは不可。 ○スカートの場合は、タイツ（黒色・ベージュ無地）の着用を可とする。 ※ただし安全面の配慮から、体育の授業時には靴下に履き替えること。 【防寒具（マフラー・ネックウォーマー・手袋）】 ○華美でないもの。 ○マフラーは極端に長いものなどは使用しない。 ○防寒具（ひざ掛け等）校舎内では使用しない。登下校時は玄関で着脱する。 【カイロの使用について】 ○ポケットなどに入れて保持し、他者から見える状態で使用しない。投げて遊んだり、分解したりしない。使用後は持ち帰って家庭で処分する。
靴下	○白・黒・紺・グレーとする。
名札等	○名札は左胸に付ける。第1ボタンはしめる。名札のケースは各個人で購入する。
上履き	○かかとまできちんとはく。 ○忘れた場合は、職員室の先生に申し出て、緑色のスリッパを履く（来客用は使用禁止）。
下足	○白色を基本とし、運動で利用できる靴。 ※厚底靴やハイカットなどは不可。 ○かかとまできちんと履く。
休日の登下校	○休日の登下校は、原則制服とするが、部活動で定められた服装も可とする。※私服は不可。

○頭髪など

頭髪等	共通	○学習の場に適した髪型とする。衛生面を考え、授業や部活動等を安全に行えるものとする。 ・前髪は目にかからないようにする。 ・髪が肩にかかる場合はゴムひもで結ぶ。 ・ゴムひもやヘアピンの色は華美でないものとする。 ・原則として染色、脱色、パーマ加工はしない。 ・整髪料や化粧、色・香料つきリップなどはつけてこない。 ・まゆ毛は原則として手を加えない。(剃る、切る、抜くなど)
-----	----	--

○所持品について

かばんについて	○学校指定の制かばんと各個人の補助バッグ(指定なし・ロッカーに入るもの)を使用する。 ○学用品は、まず制かばんにいれ、入らない分を補助バッグに入れる。 ○落書きをしたり、ステッカーを貼ったり、他装飾品をつけたりしない。ただし、他の生徒のものと区別するため、キーホルダー（こぶし大まで）を1個つけてもよい。
所持品	★学習に不要なものは持ってこない。 ○貴重品 ・不要なお金や、高価なものは持ってこない。 ・やむを得ず持参した場合は、朝の短学活で学級担任や学年の先生に預け、職員室で保管し放課後職員室で受け取る。 ○刃物（ハサミ、カッターなど） ・校内に持ち込まない。必要がある場合は、学校の物を使用する。 ○通信機器（携帯電話など） ・通信機器の持ち込みを禁止する。 ・校内に許可なく持ち込んだ場合は学校で預かり、保護者に取りに来てもらう。 ・許可を得た通信機器は、朝の短学活で学級担任や学年の先生に預け、職員室で保管し、放課後職員室で受け取る。 ○タオル ・学校生活においては、ハンドタオル（タオルハンカチ）を使用し、ポケット等に入れて携帯する。ただし、部活動時は長いものを使用してもよい。 ○制汗シート ・無香料のみ可。ゴミは持ち帰る。 ○日焼け止め ・無色、無香料のみ可。更衣の時のみ塗ってよい。 ・プールの授業があるときは、日焼け止めは使用しない。

○その他（校外生活について）

★校外での生活は、保護者の責任のもと、保護者の許可を得て行動することを基本とします。保護者の指示にしたがって生活しましょう。また、以下の内容について保護者の方と必ず確認しておきましょう。

【日常生活について】

- 帰宅時間を守りましょう。
 - ・長崎市の申し合わせより帰宅時間は夏期：午後7時（冬期：午後6時）まで、それ以後の外出は保護者同伴となっています。
 - ・長崎県少年保護育成条例では夜11時から朝4時までは、保護者同伴であっても外出は控えることになっています。また、深夜にゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、スポーツ施設等は立ち入らせることが禁止されています。
- トラブル防止のため、親の同意のない友人宅等への外泊、生徒同士でのゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェなどへの出入りは控えましょう。
- 自転車等に乗る時のルールや交通機関利用時のマナーを守りましょう。
 - ・ヘルメットを着用しましょう。
 - ・自転車は校区内でのみ利用しましょう。
 - ・自転車の2人乗り、無灯火、スピードの出しすぎ、イヤホンをつけたままの運転など、危険な乗り方は法律により禁止されています。
- 地域では、地域の一員としてマナーを守りましょう。
 - ・深夜の行動や集団で騒ぐなど、地域の迷惑にならないようにしましょう。

【メディアの使用について】

- 携帯電話等の情報機器の使用のルールやマナーを守りましょう。

＜市 PTA 連合会緊急メッセージより＞

- ・夜9時以降、通信端末機の使用禁止！
- ・SNSは小中学生にとって不要と考え、使用禁止！
- ・持たせる、持たせないは、親の責任です

＜ネット・電子メディア利用ながさき基準より＞

- ・ネット・電子メディアの遊びや楽しみとしての利用を夜9時までとする

＜学校からのお願い＞

SNS（LINE、Facebook、X（旧：Twitter）、Instagram など）や動画アプリ（YouTube、TikTok など）を使用したトラブルが発生しているため、使用しないよう指導しています。やむを得ず使用しなければならない場合は、必ず家族でルールやマナーについて話し合うようにしてください。また、安易な動画・画像の撮影・投稿・拡散は、被害のみならず犯罪行為になる場合があるため、極力控えてください。

- ゲームやメディア（テレビ・インターネット等）は時間を決めて使用しましょう。